

新城市まちかど観光案内所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市のさらなる観光振興を推進するために新城市まちかど観光案内所（以下「まちかど案内所」という。）の設置に関し必要な事項を定め、観光客の利便性を高めるとともに、事業者等と観光客との交流を通じ、市観光協会、及び行政等の協働による「観光のまち新城」を目指すことを目的とする。

(実施方法)

第2条 まちかど案内所は、立地上市が開設を適当と認める地点の事業者または団体等に依頼するほか、開設を希望する事業者もしくは団体等からの申出により、双方の合意に基づき開設する。また、市内全体のまちかど案内所が相互の情報共有を行うことで、観光案内の充実を図る。

(活動内容等)

第3条 まちかど案内所は、原則として次の活動を行うものとする。

- (1) 来訪者への観光パンフレット等の提供
- (2) 来訪者への観光関連施設、交通機関情報等の提供
- (3) 対面による目的地までの道筋案内
- (4) 観光パンフレット等の補充

ただし、パンフレット補充については、市観光担当課または市観光協会へ直接赴き、受け取るものとする

- (5) その他市長が活動に必要と認めること

(届出)

第4条 まちかど案内所を開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）は、新城市まちかど観光案内所開設申込書（様式第1）を市長に提出する。

(合意書の締結)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の内容について開設予定者と協議し、合意書（様式第2）を締結し、新城市まちかど観光案内所設置認定書（様式第3）を交付する。

2 合意書の有効期限は、取り交わした日の属する年度の末日までを原則とし、まちかど案内所閉鎖の申出等がない限り、自動更新とする。

(案内所の閉鎖)

第6条 まちかど案内所を開設した者（以下「開設者」という。）がまちかど案内所の閉鎖を希望する場合は、閉鎖を予定する1か月前までに新城市まちかど観光案内所閉鎖申出書（様式第4。以下「閉鎖申出書」という。）を市長に提出する。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、まちかど案内所を閉鎖することができる。

(1)前項の届出を受理したとき

(2)まちかど案内所の活動内容が、合意書の内容に違反したとき

(3)まちかど案内所の活動内容が、公共の利益に反し、又は反するおそれがあると認められたとき

(4)その他市長が、特に必要と認めたとき

3 市長は、閉鎖申出書を受理した際には、新城市まちかど観光案内所閉鎖確認書（様式第5）を該当開設者に交付するものとする。

(案内用物品等の支給)

第7条 市長は、開設者に対し、観光案内業務に必要な次の物品を支給する。

(1)市が発行する観光関連広報物

(2)市観光協会が発行又は取り扱う観光関連広報物

(3)その他市長が活動に必要と認めたもの

2 開設者は、活動中、市及び観光協会から配布するのぼり又は看板等を、まちかど案内所を開設した施設等に掲示するものとする。

(活動時間)

第8条 まちかど案内所の活動時間については、開設者が自ら設定するものとする。

(報告)

第9条 開設者は、1か月毎の利用状況を年度の半期ごとにとりまとめ、翌月末

（10月・4月）までに新城市まちかど観光案内所活動報告書（様式第6）を市長に提出するものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(庶務)

第10条 まちかど案内所の庶務は、観光担当課において処理する。

(費用)

第11条 第7条の規定に基づき支給された案内用物品以外のまちかど観光案内所にかかる一切の費用については、開設者が負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、まちかど案内所の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

様式第1（第4条関係）

新城市まちかど観光案内所開設申込書

年 月 日

新 城 市 長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

新城市まちかど観光案内所設置要綱の趣旨に賛同しましたので、下記のとおり
申し込みます。

店舗・事業所の名称	
案内所の開設地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	
開設時間及び定休日	午前 時 分 ~ 午後 時 分 曜日定休
案内に携わる人数	人
その他提供可能なサービス	
開設予定年月日	年 月 日

※FAX番号、Eメールアドレスは、お持ちの方のみご記入ください。

※案内所の店舗、事業所が複数のときは、それぞれの店舗、事業所ごとに記載願
います。

合 意 書

_____（以下「甲」という。）と新城市（以下「乙」という。）は、新城市まちかど観光案内所設置要綱第5条の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

1 案内所の開設地

2 店舗・事業所の名称

3 甲の活動内容等

(1) 観光パンフレット等の提供

(2) 観光関連施設、交通機関情報等の提供

(3) 口頭による目的地までの道筋案内

(4) 観光パンフレット等の補充

ただし、パンフレット補充については、市観光担当課または市観光協会へ直接赴き、受け取るものとする

(5) その他市長が必要と認めたこと

4 まちかど観光案内所の開設曜日・時間

5 乙の役割

(1) 市が発行する観光関連広報物の支給

(2) 市観光協会が発行又は取り扱う観光関連広報物の支給

(3) その他市長が活動に必要と認めたものの支給

6 活動報告

甲は、1か月毎の利用状況を年度の半期ごとにとりまとめ、翌月末

（10月末・4月末）までに乙に報告する。

7 有効期限

この合意書の有効期限は、取り交わした日の属する年度の末日までを原則とし、まちかど観光案内所閉鎖の申出等がない限り、自動更新とする。

この合意を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
開設者代表

①

乙 住 所
新 城 市 長

印

様式第3（第5条関係）

新城市まちかど観光案内所設置認定書

まちかど観光案内所の設置に関し、下記のとおり認定します。

記

認定番号

開設者氏名

店舗・事業所等の名称

年 月 日

新城市長

印

様式第4（第6条関係）

新城市まちかど観光案内所閉鎖申出書

年 月 日

新 城 市 長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

まちかど観光案内所を閉鎖するものとして、下記のとおり申し出ます。

店 舗 ・ 事 業 所 の 名 称	
案 内 所 の 開 設 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
閉 鎖 予 定 年 月 日	
閉 鎖 の 理 由	

様式第5（第6条関係）

新城市まちかど観光案内所閉鎖確認書

年 月 日

様

新城市長



年 月 日付けで申請のありました、まちかど観光案内所の閉鎖に関し、「新城市まちかど観光案内所設置要綱」に基づき、下記のとおり確認します。

記

代 表 者 氏 名	
案 内 所 の 開 設 地	
店 舗 ・ 事 業 所 等 の 名 称	
閉 鎖 条 件	1 閉鎖直前までの新城市まちかど観光案内所活動報告書（様式第6）を提出すること 2 支給品等は返納し、表示は撤去すること

(表)

様式第6 (第9条関係)

新城市まちかど観光案内所活動報告書

年 月 日

新 城 市 長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

まちかど観光案内所の活動を下記のとおり報告します。

店舗・事業所の名称			
案内所の開設地			
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
活 動 記 録		ガイドブック配布枚数	来訪者数
	4月	枚	人
	5月	枚	人
	6月	枚	人
	7月	枚	人
	8月	枚	人
	9月	枚	人
	10月	枚	人
	11月	枚	人
	12月	枚	人
	1月	枚	人
	2月	枚	人
	3月	枚	人
	合計	枚	人

(裏)

問い合わせ内容・その他気づいた点